

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 21033018 号
令和 3 年 3 月 30 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 12 月 17 日付け令 02 原機（サ保）115 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 57 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

平成 31 年 1 月 16 日付け原規規発第 1901162 号で許可を得た核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のため、以下の変更を行う。

- ① プルトニウム廃棄物貯蔵施設の廃止、及び同施設とプルトニウム廃棄物処理開発施設との連絡通路の廃止に伴う変更

② プルトニウム第三開発室内における使用予定のないグローブボックスを固体廃棄設備である解体前廃棄物一時保管設備に区分変更することに伴う変更

2. 廃止措置技術課長の職務の追加

廃止措置技術部所掌施設における廃止に向けた措置を進めるため、廃止措置技術課長の職務に管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を追加する変更を行う。

3. 品質文書マネジメントシステムの文書体系への文書の追加

核燃料サイクル工学研究所において、品質文書マネジメントシステムに関する二次文書として「安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書」を追加する変更を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－1. 原子炉等規制法第57条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める管理区域の変更等が、本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることから、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 使用規則第2条の12第1項第2号（品質マネジメントシステム）

使用規則第2条の12第1項第2号に関する審査基準は、品質マネジメントシステムが、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて定められていること、具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理が定められていること等を求めている。

規制庁は、「安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に関する実施要領書」を品質マネジメントシステムに関する二次文書として追加し、当該要領書を品質マネジメントシステム文書体系の下で管理することが定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

2. 使用規則第2条の12第1項第3号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、廃止措置技術課長の職務に、廃止措置技術部所掌施設における管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を職務内容として定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

3. 使用規則第2条の12第1項第6号（管理区域及び周辺監視区域の設定等）

使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基準は、管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関することが定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の廃止、及び同施設とプルトニウム廃棄物処理開発施設との連絡通路の廃止に伴い、当該施設を管理区域から削除するものであり、これらを除き管理区域に係る措置、立入制限等の規定に変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

4. 使用規則第2条の12第1項第7号（排気監視設備及び排水監視設備）

使用規則第2条の12第1項第7号に関する審査基準は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の廃止を踏まえて、当該施設内の排気中の放射性物質を採取及び測定する排気モニタを、保安規定に定める放射線管理用機器から削除するものであり、これらを除き排気監視設備に係る規定に変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第7号に関する審査基準を満足していると判断した。

5. 使用規則第2条の12第1項第9号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）

使用規則第2条の12第1項第9号に関する審査基準は、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の廃止を踏まえて、当該施設内のサーベイメータ等を保安規定に定める放射線管理用機器から削除するものであり、これら

を除き放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に係る規定に変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第9号に関する審査基準を満足していると判断した。

6. 使用規則第2条の12第1項第10号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

使用規則第2条の12第1項第10号に関する審査基準は、工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、グローブボックスを解体前廃棄物保管設備に変更することから、当該設備について、保安規定に定める臨界管理ユニット毎の質量制限量を示す表から削除するものであり、これらを除き臨界管理に係る規定に変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

7. 使用規則第2条の12第1項第11号（放射性廃棄物の廃棄）

使用規則第2条の12第1項第11号に関する審査基準は、放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていることを求めている。

規制庁は、追加した解体前廃棄物一時保管設備について、当該設備に保管している固体廃棄物についての記録作成及び保存、並びに当該設備への核燃料物質等の搬入禁止に係る具体的な管理措置を定めていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第11号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、保安規定中の図番号や施設番号の変更等の記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。